

第八十四回 参議院法務委員会議録 第十五号

(三三三)

昭和五十三年六月十三日(火曜日)
午後二時十二分開会

六月七日

委員の異動

六月九日

辞任

堀江

正夫君

橋本

後藤

山東

昭子君

内藤

功君

橋本

上條

塙見

勝久君

補欠選任
熊谷太三郎君
内藤 功君
塙見 勝久君

中尾 辰義君

八木 一郎君

山本 富雄君

寺田 雄君

宮崎 正義君

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

事務局側	常任委員会専門	奥村 俊光君
○民事執行法案(内閣提出、衆議院送付)	○司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○民事執行法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(中尾辰義君)ただいまから法務委員会を開会いたします。	○委員長(中尾辰義君)ただいまから法務委員会を開会いたします。	○委員長(中尾辰義君)ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。	委員の異動について御報告いたします。	委員の異動について御報告いたします。
去る七日、堀江正夫君、後藤正夫君及び山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君、上條勝久君及び塙見俊二君が選任されました。	去る七日、堀江正夫君、後藤正夫君及び山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君、上條勝久君及び塙見俊二君が選任されました。	去る七日、堀江正夫君、後藤正夫君及び山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君、上條勝久君及び塙見俊二君が選任されました。
この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであります。すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申立ての乱用を防止するため、不服申立ての方を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、かつ、執行抗告の理由を具体的に記載した抗告状を原裁判所に提出しなければならないものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましては、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に対して不利益を与えていた現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。	この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであります。すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申立ての乱用を防止するため、不服申立ての方を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、かつ、執行抗告の理由を具体的に記載した抗告状を原裁判所に提出しなければならないものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましては、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に対して不利益を与えていた現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。	この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであります。すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申立ての乱用を防止するため、不服申立ての方を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、かつ、執行抗告の理由を具体的に記載した抗告状を原裁判所に提出しなければならないものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましては、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に対して不利益を与えていた現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。
第二は、債権者の権利行使の実効性を確保するとともに、売却手続の改善を図つてることであります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出にによる不当な配当要求を排除するため、現行法の配当要求の制度を改善し、配当要求をすることができない一般債権者につきましては、原則として、判決等の債務名義を有する債権者及び仮差し押さえ債権者に限ることとし、例外的に、給料債権者等一般の先取り特権を有する者につきましては、その優先弁済権を確保するため、債務名義がなくても配当要求ができることとしております。また、目的物が適正な価額で売却されることが、債権者の権利実現のために不可欠なことがあります。	第二は、債権者の権利行使の実効性を確保するとともに、売却手続の改善を図つてることであります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出にによる不当な配当要求を排除するため、現行法の配当要求の制度を改善し、配当要求をすることができない一般債権者につきましては、原則として、判決等の債務名義を有する債権者及び仮差し押さえ債権者に限ることとし、例外的に、給料債権者等一般の先取り特権を有する者につきましては、その優先弁済権を確保するため、債務名義がなくても配当要求ができることとしております。また、目的物が適正な価額で売却されることが、債権者の権利実現のために不可欠なことがあります。	第二は、債権者の権利行使の実効性を確保するとともに、売却手続の改善を図つてることであります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出にによる不当な配当要求を排除するため、現行法の配当要求の制度を改善し、配当要求をすることができない一般債権者につきましては、原則として、判決等の債務名義を有する債権者及び仮差し押さえ債権者に限ることとし、例外的に、給料債権者等一般の先取り特権を有する者につきましては、その優先弁済権を確保するため、債務名義がなくても配当要求ができることとしております。また、目的物が適正な価額で売却されることが、債権者の権利実現のために不可欠なことがあります。

を生じているのみならず、競売の完結までに相当の長期間を要しており、また、必ずしも適正な価額による売却が行われがたい面も否定できないのであります。

そこで、この法律案は、強制執行法と競売法とを統合した民事執行の手続法としての単行法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつつ、執行手続の改善及び執行の適正迅速化を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであります。すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申立ての乱用を防止するため、不服申立ての方を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、かつ、執行抗告の理由を具体的に記載した抗告状を原裁判所に提出しなければならないものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましては、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に対して不利益を与えていた現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。

第二は、債権者の権利行使の実効性を確保するとともに、売却手続の改善を図つてることであります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出にによる不当な配当要求を排除するため、現行法の配当要求の制度を改善し、配当要求をすることができない一般債権者につきましては、原則として、判決等の債務名義を有する債権者及び仮差し押さえ債権者に限ることとし、例外的に、給料債権者等一般の先取り特権を有する者につきましては、その優先弁済権を確保するため、債務名義がなくても配当要求ができることとしております。また、目的物が適正な価額で売却されることが、債権者の権利実現のために不可欠なことがあります。

第三は、買い受け人の地位の安定、強化を図つてることであります。すなわち、不動産の買い受け人の所有権取得の時期を明確にするとともに、代金を納付した買い受け人が容易にその不動産の引き渡しを受けられるようにするための不動

産の引き渡し命令の制度を強化し、買い受け人に対抗することができない不動産の占有者に對し、一定期間内に引き渡し命令を受けて強制執行をすることができるものとするほか、この引き渡し命令による執行を保全するため、不動産を執行官保管に付することができる措置を講じております。

また、担保権実行としての競売における不動産等の買い受け人の地位の安定を図るため、担保権実行の要件と手続を整備し、買い受け人の所有権取得の効果は、担保権の不存在または消滅により妨げられないことを明らかにいたしております。

第四は、債務者の保護に関する規定を整備していることあります。すなわち、債務者の生活の保持を図るため、動産の差し押さえ禁止の範囲を合理化する一方、執行裁判所は、申し立てにより債務者の生活の状況等を考慮して、差し押さえ禁止の範囲の拡大または減縮がでることを認めることができます。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定及び関係法律の整理等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、昭和五十五年十月一日から施行することとし、また、競売法を廃止し、民事訴訟法の所要の整理をし、必要な経過措置を定めております。

以上が、民事執行法案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

この法律案は、司法書士の制度の充実強化によるため、その資格に関する制度を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備しようとします。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、現行の司法書士法によりますと、司法書士となる

には、法務局または地方法務局の長の選考認可によることとされているのであります。これを改め、司法書士となる資格は、(一)法務大臣が毎年一回以上行う司法書士試験に合格した者、(二)裁判所事務官、法務事務官等一定の職歴を有する者等であります。また、未成年者は司法書士となる資格を有しないものとするなど欠格事由に関する規定を

整備することとしております。

第二に、司法書士となる資格を有する者が司法書士となるには、その事務所を設けようとする地主を管轄する法務局または地方法務局において登録を受けなければならないものとし、登録に関する所要の規定を設けるとともに、登録の申請と司法書士会への入会の手続とを同時にすべきこととしております。

第三に、司法書士の制度は、登記、供託、訴訟に関する手続の円滑な実施に資し、国民の権利の保全に寄与するために設けられたものであること、及び司法書士の職責は、常に品位を保持し、業務に関連する法令に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うことにあることを明らかにすることとしております。

第四に、司法書士は、登記、供託の申請についての代理等のほか、これに関する審査請求についても代理することができるようになります。

第五に、司法書士の職責的重要性にかんがみ、懲戒処分による業務停止の最長期間を現行の一から二年に改めるとともに、司法書士会の自主性の強化を図る見地から、司法書士会は、法令に違反するおそれがある所属の会員に対して、注意勧告をできることがあります。

第六に、司法書士法に定める罰金及び過料の多額は、これを定めて以来長年月を経過しておりま

すので、相当額に引き上げることとしております。以上が司法書士法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中尾辰義君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二十五分散会

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

第六四〇五号 昭和五十三年五月二十七日受理

六月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大幅増員に関する請願(第六三五八号)

一、刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(第六三六二号)(第六四〇四号)

一、刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案廃案に関する請願(第六四五九号)(第六四五九号)(第六五六〇号)

第六四五九号 昭和五十三年五月二十九日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案廃案に関する請願

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸一ノ五
長谷川哲二外十九名

第六四〇四号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一七
渡辺厚子外五十八名

第六三五八号 昭和五十三年五月二十六日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大幅増員に関する請願

紹介議員 河合艶子外百十七名

この請願の趣旨は、第二一一四四号と同じである。

請願者 石田浩一外十九名

第六五六〇号 昭和五十三年五月三十一日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案廃案に関する請願

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

請願者 東京都足立区東伊興町二三ノ五六
石田浩一外十九名

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
宮下政美外六名

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六四〇四号 昭和五十三年五月二十七日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

紹介議員 村沢 敏君

この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

請願者 東京都大田区萩中二ノ九ノ一五
月二十四日

第六三六二号 昭和五十三年五月二十六日受理

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

の一部を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（職責）

第一条の二 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第二条を次のように改める。

第一条の二 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第二条を次のように加える。

（業務）

第一条の二 司法書士は、他人の嘱託を受けて、次に掲げる事務を行なうことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

2 司法書士は、前項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことがで

きない。

第四条を削り、第三条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁じ」を「禁錮」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二号中「禁治産者」を「未成年者、禁治産者」に改め、同条第五号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「認可の取消」を「登録の取消し」とし、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、

同条第六号とし、同条第七号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第七号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、

同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加え、同条を第四条とする。

三 破産者で復権を得ないもの

第二条の次に次の二条を加える。

（資格）

第三条次の各号の一に該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 司法書士試験に合格した者

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその業務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めたもの。

第三条及び第十二条の二を削り、第十条を第十七条とし、第九条を第十条とし、第八条中「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第九条とし、第七条を削り、第六条を第八条とし、第五条に次の二条を加え、同条を第七条とする。

二 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方法務局の長に対し、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、登録の申請をしなければならない。

第三条の二 前条の登記を受けようとする者は、司法書士となる資格を有することを証する書類を添えて、同条の法務局又は地方法務局の長に登録の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、法務局又は地方法務局の長は、その登録を拒否しなければならない。

二 前項の登録の申請をした者は、当該司法書士会を経由して、登録の申請をしなければならない。

二 前項の登録の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、法務局又は地方法務局の長は、その登録を拒否しなければならない。

第五条の二 法務省に、司法書士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、司法書士試験委員会を置く。

二 司法書士試験委員は、司法書士試験を行うに付して必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。

三 前二項に定めるもののほか、司法書士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（登録）

第六条 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた司法書士名簿に登録を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、司法書士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（意見の聴取）

第六条の五 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、登録に関して、その管轄区域内に設立された司法書士会の意見を求めることができる。

二 引き続き二年以上業務を行わないとき。

二 身体又は精神の衰弱により業務を行なうことのできないとき。

二 引き続き二年以上業務を行わないとき。

二 引き続き二年以上業務を行なうことのできないとき。

第六条の四 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消すことができる。

二 引き続き二年以上業務を行なうことのできないとき。

該当するに至ったとき。

司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消すことができる。

二 引き続き二年以上業務を行なうことのできないとき。

（注意勧告）

第十六条の二 司法書士会は、所属の司法書士が

この法律又はこの法律に基づく命令に違反する

おそれがあると認めるときは、会則の定めると

ころにより、当該司法書士に対して、注意を促

し、又は必要な措置を講すべきことを勧告する

ことができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本国法書士会連合会は、司法書士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、

又はその請問に答申することができる。

第十八条中「認可」を「試験、資格の認定、登

録」に改める。

第十九条第一項中「第一条」を「第二条」に、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め

る。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改め、同条を第二十四条とし、第二十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条中「第九条」を「第十条」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第八条」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十条 司法書士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につけた申請をして司法書士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

金に処する。

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行

する。

(従前の司法書士に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に司法書士である者は、改正後の司法書士法(以下「新法」という。)の規定による司法書士となる資格を有する者とみなす。

3 前項に規定する者でこの法律の施行の際現に司法書士会に入会しているものは、新法第六条の登録を受けた当該司法書士会に入会している司法書士とみなす。この場合において、その者が、この法律の施行の日から三月の期間内に、法務省令で定めるところにより、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、氏名、事務所の所在地その他の法務省令で定める事項を届け出ないときは、その期間の満了の時に、その者について登録の取消しがあつたものとみなす。

(欠格事由に関する経過措置)

4 この法律の施行の際現に司法書士法(以下「旧法」という。)第三条に該当しないものに對しては、当該事由について、新法第四条の規定は、適用しない。

5 新法第四条第五号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの处分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの处分とみなす。

6 この法律の適用に関する経過措置の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

7 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「認可の取消」を「登録の取消」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

8 この法律による改正後の土地家屋調査士法第四第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの处分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの处分とみなす。

条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(税理士法の一部改正)

9 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「認可」を「登録」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律による改正後の税理士法第四条第八号の適用については、旧法の規定による懲戒処分である司法書士の認可の取消しの処分は、新法の規定による懲戒処分である司法書士の登録の取消しとみなす。

11 法務府設置法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二条」を「第三条」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

12 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「免許若しくは認可」を「若しくは免許」に改め、同号(二)中「第四条第一項(認可)の司法書士の認可」を「第六条(登録)の司法書士の登録」に、「認可件数」を「登録件数」に改める。